

デジタル社会の実現に向けたブロードバンドの ユニバーサルサービス化に関する提言

国においては、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げ、構想の具体化に向けた検討が進められている。

この構想の実現に向け、地方からデジタルの実装を進めていくためには、その基盤となる5Gや光ファイバ等のデジタルインフラの整備が不可欠である。しかしながら、光ファイバに関しては、全国的な整備が進められているものの、令和3年度末においても過疎地や離島等の「条件不利地域」にある約17万世帯が未整備世帯として残る見込みである。また、4Gの携帯電話についても、山間部の道路など利用できない区間が未だ多く、事故発生時などの緊急対応が課題となっている。

こうした中、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」から、令和3年12月に、「ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化に向けた最終取りまとめ案」が示された。

この最終案においては、光ファイバ等の有線ブロードバンドのユニバーサルサービス化の考えが示されるなど、一定の評価ができるものの、新たな交付金制度による支援の対象が民間事業者に限定され、公設のブロードバンドの維持や更新に対する支援が考慮されていないことや、4G等の無線ブロードバンドが制度の対象外とされていること、また、交付金の制度設計等の詳細が明らかになっていないなど、地方自治体における今後のブロードバンド基盤の維持・運営に懸念が残るものとなっている。

全国知事会では、様々な地域に暮らす全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡り、国民一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できるデジタル社会の実現を目指し、取組を進めているところであり、地域間の格差を解消し、そうした社会が実現できるよう、今回示された「取りまとめ案」に関して、以下の項目について提言を行う。

1. ブロードバンド環境の一層の整備促進

(1) 整備の促進に向けた支援制度の拡充

「取りまとめ案」においては、有線ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、整備後の維持運用経費を新たな交付金制度の支援対象とすることとし、未整備地域解消のための初期整備費の支援は引き続き国庫補助金等によって行われる必要があるとされている。過疎地域等の未整備地域の解消に向けては、国における、光ファイバ整備等の支援に係るこれまでの予算措置の大幅な増額と、支援対象の条件不利地域以外への拡大が、従前、整備が進まなかった地域での整備促進につながっているものの、整備に未着手の地域も残されており、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充について取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、支援制度の一層の拡充を図ること。

また、整備後の維持管理費の負担への懸念が、条件不利地域における光ファイバ整備が進まなかった要因ともなっていることから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、スケジュールを明確にした上で速やかに実施するとともに、制度開始までの間においても光ファイバの未整備地域の解消が滞ることなく進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る支援制度を新たに設けること。

(2) 無線ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化

「取りまとめ案」においては、4G等の無線ブロードバンドサービスについて、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービスが確保されることから、「基礎的電気通信役務」に位置付けないとしているが、条件不利地域、特に山間部の道路等においては不採算地域であることから民間事業者による整備が進んでいない地域が依然として多く存在する。無線ブロードバンドサービスは、こうした地域において交通事故発生時の緊急通報等、安全・安心な暮らしを支える必要不可欠なインフラであり、テレワークや遠隔教育等の手段だけではない。こうした観点を踏まえ、「基礎的電気通信役務」を考える必要があり、その上で条件不利地域の無線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」として位置づけることが必要である。さらに、過疎地や山間部等においては公設で整備した携帯電話基地局を利用してサービスを維持している状況を踏まえ、こうした条件不利地域における無線ブロードバンドの維持管理費についても、有線ブロードバンドサービスと同様にユニバーサルサービス化の対象とするとともに、整備の促進に向け支援制度の拡充に取り組むこと。

2. 新たな交付金制度の在り方

(1) ユニバーサルサービスとしての支援対象区域

「取りまとめ案」においては、新たな交付金制度における支援対象地域として指定される「一般支援対象区域」について、全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域は指定対象にならない見込みとされていることから、こうした通信事業者等による不採算地域における民設民営での光ファイバ整備が今後進められなくなるのが懸念される。全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域であっても自治体の支援を受けて整備が行われた地域なども新たな交付金制度による支援対象区域とし、民間事業者による有線ブロードバンド環境の整備を促進していくことが必要であり、今後、その区域指定方法等について十分検討すること。

(2) 公設で整備した施設への支援

「取りまとめ案」においては、新たな交付金制度の支援対象となる事業者は、支援対象区域で有線ブロードバンドサービスを提供している民間事業者であり、公設公営の自治体を支援対象とすることは適当ではないとされている。しかしながら、公設の光ファ

イバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にあり、近年の情報通信技術の向上や多様化するサービスに対応するための設備投資が困難となっている。

このため、民間への移行が円滑に進むよう、移行にあたって自治体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度などを創設すること。また、民間への移行が円滑に進まない地域においては、移行が完了するまでの間の運営に対して新たな交付金制度と同等の支援が適用される制度について検討すること。

(3) 支援対象経費の拡充

「取りまとめ案」においては、支援対象経費として、設備の初期整備に要する費用は含まれず、既設設備の更新に要した費用を減価償却費として対象とすることが適当とされているが、設備等の拡充に係る整備費を対象とすることについては示されていない。コロナ禍で広がった新たな生活様式の実践で普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバについては、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、芯線増強等による性能の高度化や設備等の拡充の必要性がますます高まっていることから、新たな交付金制度の対象となった設備等を、こうした観点から拡充する場合の整備費についても支援対象経費とすること。

(4) 公設施設の民設への移行促進

「取りまとめ案」においては、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設からの民設移行等を進めていく上での道筋を明らかにする観点から、民間事業者に「不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画」の公表を求めるとされているが、公設施設の民間への移行が着実に進められ、当該地域における安定的なサービス提供の確保につながる実効性の高い計画となるよう必要な制度設計を行うこと。

3. 新たな交付金制度創設等に関する地方との協議

社会全体のデジタル化に当たり、光ファイバ等のブロードバンド基盤の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、新たな交付金制度創設に係る詳細な制度設計、特に支援対象区域や交付金額の設定等に当たっては、広く地方自治体などの意見をしっかりと反映させるプロセスを設けること。

令和4年1月20日

全国知事会会長

全国知事会デジタル社会推進本部本部長

鳥取県知事 平井 伸治

山口県知事 村岡 嗣政